

議案第14号

二宮町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化等をするとともに、情報公開審査会及び個人情報保護審査会のあり方を見直し、一つの審査会として設置するため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例

二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第4号中「及び図画」を「、図画」に改め、「含む。）」の次に「及び電磁的記録」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項に関する個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 犯罪歴

エ 社会的差別の原因となる社会的身分

オ 病歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（オに該当するものを除く。）。

ク 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ケにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ケにおいて「健康診断等」という。）の結果（オに該当するものを除く。）

ケ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（オに該当するものを除く。）。

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。

サ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。

第6条本文中「個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条ただし書中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第7条第1項中「記述」を「記述等」に改め、「又は磁気テープ等」を削り、同項第6号中「内容」の次に「（要配慮個人情報を取り扱う場合は、その理由）」を加え、同条第2項中「又は磁気テープ等」を削る。

第19条第1項第1号中「行政文書」を「文書又は図画」に改め、同項第2号中「磁気テープ等」を「電磁的記録」に改める。

第26条の見出し中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第36条中「及び磁気テープ等」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1個人情報保護審査会委員の項中「個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改める。

(議案第14号) 二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画</u>(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)<u>及び電磁的記録</u>であって、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人が識別され又は識別され得るもの</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書<u>及び図画</u>(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であって、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>磁気テープ等</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報を記録した電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに類するものであって、当該実施機関が管理しているものをいう。</p> <p><u>(7) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(7) <u>要配慮個人情報</u> 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項に関する個人情報をいう。</p> <p>ア <u>思想、信条及び宗教</u></p> <p>イ <u>人種及び民族</u></p> <p>ウ <u>犯罪歴</u></p> <p>エ <u>社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p>オ <u>病歴</u></p> <p>カ <u>犯罪により害を被った事実</u></p> <p>キ <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（オに該当するものを除く。）。</u></p> <p>ク <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ケにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ケにおいて「健康診断等」という。）の結果（オに該当するものを除く。）</u></p> <p>ケ <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（オに該当するものを除く。）。</u></p> <p>コ <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。</u></p> <p>サ <u>本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(取扱いの制限)</p> <p>第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する<u>要配慮個人情報</u>を取扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取扱うとき又はあらかじめ二宮町<u>情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務事業の実施のために必要があると認めて取扱うときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(8)・(9) (略)</p> <p>(取扱いの制限)</p> <p>第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する<u>個人情報</u>を取扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取扱うとき又はあらかじめ二宮町<u>個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務事業の実施のために必要があると認めて取扱うときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の<u>記述等</u>又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 個人情報の記録の内容 <u>(要配慮個人情報を取り扱う場合は、その理由)</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 前項の行政文書には、次に掲げるものは含まない。 (1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の<u>記述</u>又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書又は<u>磁気テープ等</u>を使用する事務に限る。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 個人情報の記録の内容</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 前項の行政文書又は<u>磁気テープ等</u>には、次に掲げるものは含まない。 (1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(開示の方法等)</p> <p>第19条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p> <p>(1) <u>文書又は図画</u>に記録されている個人情報 当該<u>文書又は図画</u>の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) <u>電磁的記録</u>に記録されている個人情報 当該<u>電磁的記録</u>の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(開示の方法等)</p> <p>第19条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p> <p>(1) <u>行政文書</u>に記録されている個人情報 当該<u>行政文書</u>の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) <u>磁気テープ等</u>に記録されている個人情報 当該<u>磁気テープ等</u>の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(<u>情報公開・個人情報保護審査会</u>)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(<u>個人情報保護審査会</u>)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第1項の受託業務又は第11条の2第1項の指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1号に係る個人情報（行政文書に記録されたものに限る。指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第1項の受託業務又は第11条の2第1項の指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1号に係る個人情報（行政文書及び磁気テープ等に記録されたものに限る。指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(議案第14号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
職名		報酬額	職名		報酬額
(略)			(略)		
情報公開・個人情報保護審査会委員	専門委員	10,000円	個人情報保護審査会委員	専門委員	10,000円
	一般委員	6,200円		一般委員	6,200円
(略)			(略)		